

女性活躍推進法に基づく情報公表

令和5年7月31日公表

区分	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	73.7%
常勤職員	80.8%
非常勤職員	60.3%

対象期間: 令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

賃金: 退職手当・通勤手当を除く全ての給与(賞与を含む)

うち正規雇用労働者: 4月～翌3月までの給与支給額合計

うち非正規雇用労働者: 5月～翌4月までの給与支給額合計

正規労働者: 常勤職員、無期転換している非常勤職員、医員フルタイム

非正規労働者: 再雇用職員、非常勤職員

※ 労働者は役員・休業者を除いている。

※ 短時間勤務の者については、労働時間を基に人員数を換算している。

※ 差異について補足説明

○男女の同一労働による給与制度に差異はない。

○男女の職種別の在職人数の違いにより差異が生じている。